

2019年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：80点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で3ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(商法)

第 1 問

法人格否認の法理について、最高裁判所の判例に言及した上で、論じなさい。

(配点：40 点)

(商法)

第 2 問

甲株式会社（以下「甲社」という）は、パンの製造および販売を業とする会社法上の公開会社である。甲社は、主として大阪府を中心とする近畿地方でその事業を行っている。甲社が、近畿地方以外で事業を行う計画はない。

Aは、甲社の取締役である。Aの妹であるBは、従前から、海外でパティシエとして研鑽を積んでいたが、その経験を活かして、ケーキ販売の店を出店したいと考えた。もっとも、Bには開業資金がなかったため、兄であるAが1000万円の出資をして乙株式会社（以下「乙社」という）を設立し、乙社が神戸市でケーキ販売の店（神戸店）を営むこととなった。A以外に乙社に出資した者はない。

乙社は、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている。乙社の取締役は、Bのみである。

乙社がその事業を開始するにあたり、Aが、乙社の事業について開示した上で、甲社の取締役会の承認を受けた事実はない。

乙社の業績は当初不振であったが、Bがケーキにパンを融合させた画期的な新商品を開発したことにより、その業績は著しく向上した。そこで、乙社は、横浜市に2号店（横浜店）を出店し、その販売を拡大させた。

乙社は、その事業開始から3年の間に、3000万円の利益を得た。その利益のうち、少なくとも3分の1は、横浜店を出店したことによる利益である。

甲社は、Aに対して、会社法上どのような請求をすることができるか、甲社の立場において考えられる主張およびその当否について、論じなさい。

(配点：40点)

<出題の趣旨等 2019年度 商法>

[出題の趣旨]

第1問は、法人格否認の法理について、最高裁判例の立場に言及しつつ、その意義、要件等につき、論理的な理解を問うものである。

第2問は、取締役会設置会社における取締役の競業避止義務および当該義務に違反した場合の損害賠償責任の理解を問うものである。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

[配点]

第1問 40点

第2問 40点

合計80点

[採点基準]

・第1問について

まず、法人格否認の法理の意義について論じた後、最高裁の判例（最判昭和44年2月27日民集23巻2号511頁、最判昭和48年10月26日民集27巻9号1240頁）を踏まえて、法人格の法理の適用類型として、法人格の形骸化事例と法人格の濫用事例との二つの類型があるとしていることを明らかにし、その上で、それぞれの要件やこの法理の適用のあり方などについて適切に説明することが求められる。

・第2問について

まず、Aが、会社法356条1項1号・365条1項に定める競業避止義務に違反したことにより会社法423条1項に基づく損害賠償責任が問題となることを指摘することが求められる。次に、競業避止義務の意義（「自己または第三者のために」および「事業の部類に属する取引」）を明らかにした上で、甲社の立場において考えられる主張として、義務違反の該当性、および、会社法423条2項の推定規定を踏まえた損害額について説明し、その当否について適切に論じることが求められる。

以上